

○申請できる企業の要件のうち、

「事業内容が半導体・IT 関連産業分野に該当すると熊本県が認める企業」とは、
事業内容が主に以下のいずれかに該当すると熊本県が認める企業のことです。

日本標準産業分類(令和 5 年 7 月改定(第 14 回改訂)(令和 6 年 4 月 1 日施行))に基づく分類

大分類 E 製造業

- －中分類 26 生産用機械器具製造業
 - －小分類 267 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業
 - －小分類 269 その他の生産用機械・同部分品製造業
- －中分類 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- －中分類 29 電気機械器具製造業－小分類 296 電子応用装置製造業
 - －小分類 299 その他の電気機械器具製造業
- －中分類 30 情報通信機械器具製造業

大分類 G 情報通信業

- －中分類 37 通信業
- －中分類 39 情報サービス業
- －中分類 40 インターネット附随サービス業

大分類 L 学術研究、専門・技術サービス業

- －中分類 71 学術・開発研究機関
 - －小分類 711 自然科学研究所
 - －細分類 7112 工学研究所
- －中分類 74 技術サービス業(他に分類されないもの)
 - －小分類 743 機械設計業
 - －小分類 744 商品・非破壊検査業

大分類 R サービス業(他に分類されないもの)

- －中分類 91 職業紹介・労働者派遣業
 - －小分類 912 労働者派遣業

※「大分類 R サービス業(他に分類されないもの)－中分類 91 職業紹介・労働者派遣業」については、上記の分類(大分類 R サービス業(他に分類されないもの)を除く。)に該当する企業へ派遣することを目的に、外国人エンジニアを労働者として雇用する場合に限る。